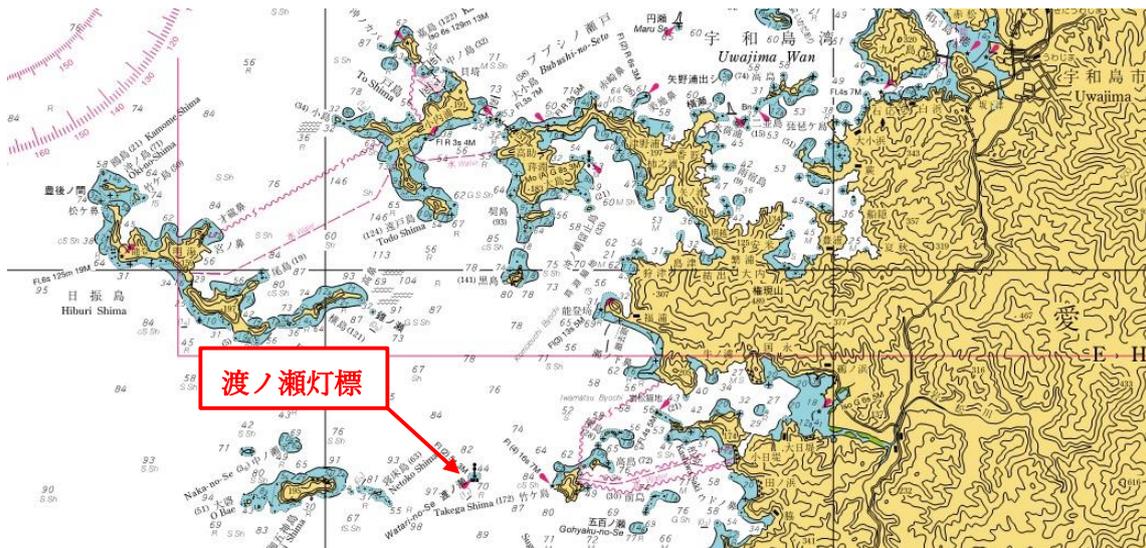


海を照らす灯台のなかまたち

～渡ノ瀬灯標（わたりのせとうひょう）～

渡ノ瀬灯標は、宇和海北部からフブシノ瀬戸を航過して宇和海南部へ至る航路上に位置していて、御五神島・寝床島と竹ヶ島の間
にあり、この海域は漁船による操業も盛んです。



【渡ノ瀬灯標】

渡ノ瀬は水深約1.1メートルの暗礁で、周囲の水深は70～90メートルありますので、船舶の航行上、危険な障害物であり、航路標識の必要性が高かったことから、1965年（昭和40年）、「渡ノ瀬立標」として建設されました。



【渡ノ瀬立標（1965年頃）】

立標は、干出岩や暗礁、浅瀬などに建てられる標柱で、灯火が点かず、夜間に利用することが難しいため、近年では基数が減少しています。

1978年（昭和58年）、国際的な統一ルールを採用した浮標式を我が国も導入し、1986年（昭和61）に渡ノ瀬立標も頭標の取

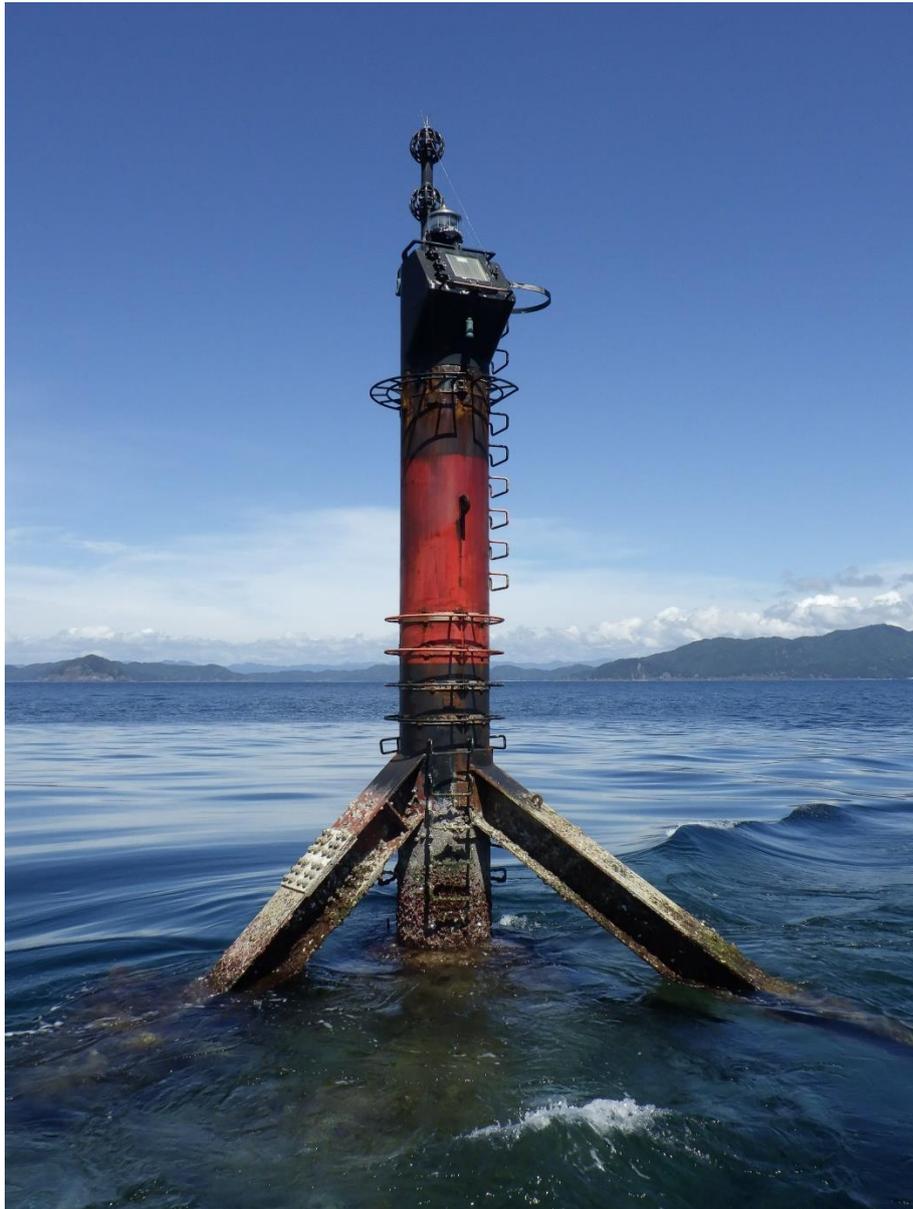
付けと塗色の変更が行われました。(孤立障害標識)

I A L A 海上浮標式の種別・意味・形状及び灯質図表

種別	目的	標体		頭標		図解				灯質	
		塗色	塗色	形状	灯浮標	浮標	灯標	立標	灯色	光り方	
側面標識	左舷標識 航路又は可航水域の左側(水源に向かって左側をいう)の端を示す	緑	緑	円筒形 1個					緑	単閃光(周期は3、4、5秒) 群閃光(毎6秒に2閃光)	
	右舷標識 航路又は可航水域の右側(水源に向かって右側をいう)の端を示す	赤	赤	円錐形 1個					赤	モールス符号光(A、B、C、D、周期は任意) 連続急閃光	
	左航路優先標識 航路が分かれている所で、航法上の優先関係がはっきりしているとき、その分岐点に設置する標識の左側に優先航路があることを示す	赤地に緑横帯 1本	赤	円錐形 1個					赤	複合群閃光(毎7秒に2閃光と1閃光)	
	右航路優先標識 上記と同じ目的で標識の右側に優先航路があることを示す	緑地に赤帯 1本	緑	円筒形 1個					緑		
方位標識	北方位標識	上部黒 下部黄	黒	円錐形 2個 縦掲 (両頂点上向き)					白	連続急閃光	
	東方位標識	黒地に黄横帯 1本	黒	円錐形 2個 縦掲 (底面対向)					白	群急閃光(毎10秒に3急閃光)	
	南方位標識	上部黄 下部黒	黒	円錐形 2個 縦掲 (両頂点下向き)					白	群急閃光(毎15秒に6急閃光と1長閃光)	
	西方位標識	黄地に黒横帯 1本	黒	円錐形 2個 縦掲 (頂点对向)					白	群急閃光(毎15秒に9急閃光)	
孤立障害標識	小さな障害物を示す。周りは一般的に通航可能であるが、あまり近寄りすぎると危険である	黒地に赤横帯 1本以上	黒	球形 2個 縦掲					白	群閃光(5秒又は10秒に2閃光)	
安全水域標識	障害物のない海域で、特に大切なポイント。例えば航路の中央とか、港湾の入口等を示す	赤白 縦しま	赤	球形 1個					白	等明暗光(明2秒暗2秒) モールス符号光(毎8秒にA) 長閃光(毎10秒に1長閃光)	
特殊標識	標識の位置が工事区域等の特別な区域の境界であることを示す	黄	黄	X形 1個					黄	単閃光(周期は任意) 群閃光(毎20秒に5閃光) モールス符号光(AとUを除く、周期は任意)	

- 備考
1. 上記に掲げるほか、例外的なものとして特定標識があります。
 2. 航路及び標識の左側(右側)とは、水源に向かって左側(右側)をいいます。
 3. 長閃光とは、1分間に50回の割分で光を連発するのをいいます。
 4. 長閃光とは、閃光時間が2秒のものをいいます。

2003年（平成15年）には、海域利用者の要望等を受け、灯器や電源を設置のうえ、灯火を点灯させて「渡ノ瀬灯標」となりました。



【灯標全景】

この灯標の巡回・保守は、うねり等の海象条件が厳しく、また、灯標自体も職員1名分の点検スペースしかないことから、宇和島海上保安部管内で難易度上位の標識となっています。



【点検中の交通課職員】

○渡ノ瀬灯標要項

所在地	愛媛県宇和島市（渡ノ瀬）
頭 標	黒色球形 2 個（縦掲）
塗色・構造	黒地に赤横帯 1 本塗、柱形（鉄造）
灯 質	群せん白光 毎 5 秒に 2 せん光
光達距離	3.5 海里（約 6.5 km）
高 さ	地上から構造物の頂部まで 6.82m 平均水面上から灯火まで 6.17m